

広島県告示第三百四十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所庄原支所において、平成二十五年四月二十五日までの間、縦覧に供する。

平成二十五年四月十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
<p>県道比婆山公園線</p>	<p>庄原市西城町熊野字不寒原一六八六番一地从先から 庄原市西城町熊野字熊野谷五四六番一地从先まで</p>	<p>平成二十五年四月一日</p>
	<p>庄原市西城町熊野字不寒原一六七〇番一地从先から 庄原市西城町熊野字暖井谷一三二〇番地先まで</p>	
	<p>庄原市西城町熊野字暖井谷一三一九番一地从先から 庄原市西城町熊野字熊野谷五四〇番一地从先まで</p>	
<p>庄原市西城町熊野字田中二二三三番三地从先から 庄原市西城町熊野字田中二二三二番一地从先まで</p>		